

2011年3月18日
郵便事業株式会社
郵便局株式会社

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震災害 による被災地への救援対策の追加

東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川治次）では、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震災害による被災者に対する救援活動を支援するために、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施しているところですが、新たに災害義援金の受け入れを行う救助団体を追加しましたので、お知らせいたします。

1 追加となった救援団体

- (1) 茨城県稲敷市
- (2) 長野県下水内郡栄村
- (3) 新潟県中魚沼郡津南町

2 送付先及び取扱期間

自治体名等	送付先	取扱期間
稲敷市	〒300-0595 稲敷市江戸崎甲3277-1 稲敷市 会計課	平成23年3月22日（火）から 平成23年9月30日（金）まで
下水内郡栄村	〒389-2792 下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場 3.12 栄村震災対策本部	平成23年3月22日（火）から 平成23年9月30日（金）まで
中魚沼郡津南町	〒949-8292 中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地 津南町役場 総務課	平成23年3月22日（火）から 平成23年9月30日（金）まで
日本赤十字社	〒105-8521 港区芝大門 1-1-3	平成23年3月14日（月）から 平成23年9月30日（金）まで
社会福祉法人 中央共同募金会	〒100-0013 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル	平成23年3月14日（月）から 平成23年9月30日（金）まで

3 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

- (1) 内容品
現金
- (2) 取扱い
現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）

(3) 表示

表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの

(4) その他

ア 個人から差し出されたもの

イ 救助用の現金の配分について条件を付していないもの

4 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含む。）及び郵便事業株式会社支店

※ 取扱窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 総務部 広報室 電 話：03-3504-9798（直 通） FAX：03-3504-9717	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） 〔受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00〕
郵便局株式会社 総務部 広報室（報道担当） 電 話：03-3504-4127（直 通） FAX：03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） 〔受付時間：平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00〕